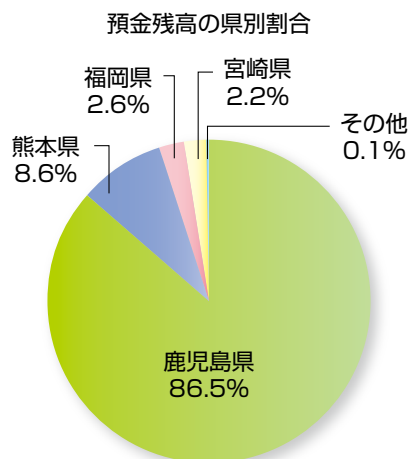
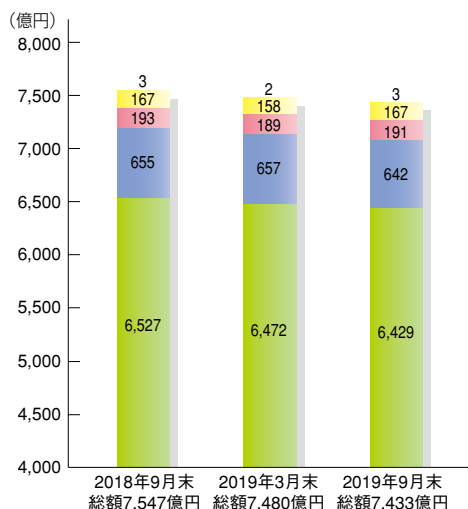


# 2019年9月期業績ハイライト(単体)

## ● 預 金

預金(期末残高)は、2019年3月末に比べ、46億円減少して7,433億円となりました。

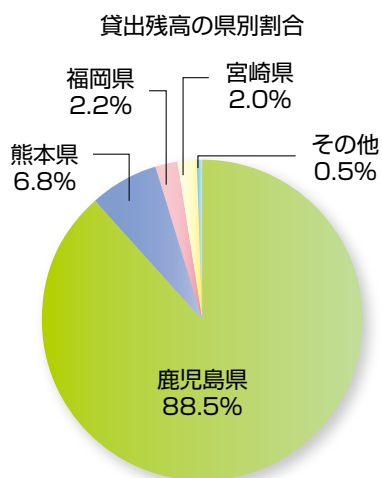
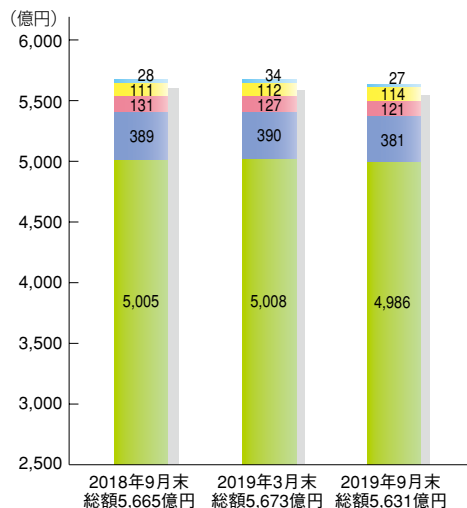
● 預金残高の推移 ● 鹿児島県 ● 熊本県 ● 福岡県 ● 宮崎県 ● その他



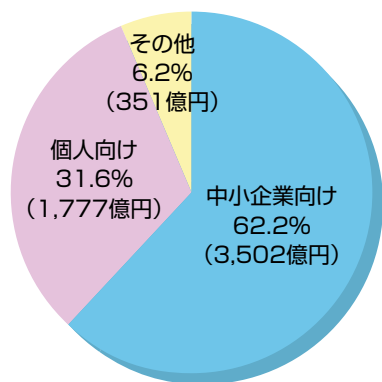
## ● 貸 出 金

貸出金(期末残高)は、2019年3月末に比べ、42億円減少して5,631億円となりました。

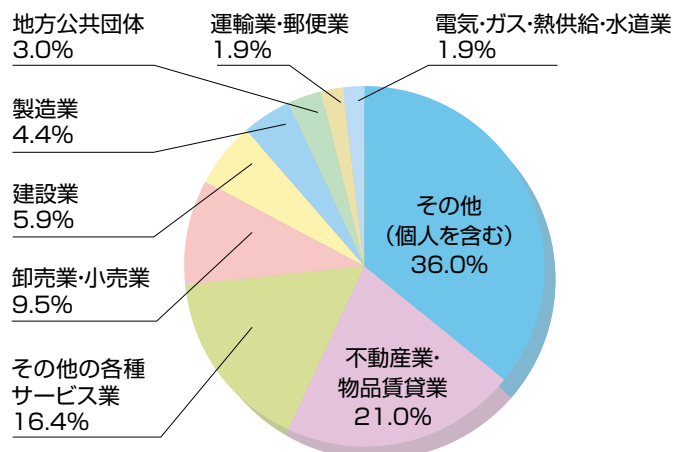
● 貸出金残高の推移 ● 鹿児島県 ● 熊本県 ● 福岡県 ● 宮崎県 ● その他



● 中小企業・個人向け貸出の状況



● 貸出残高の業種別比率



# 2019年9月期業績ハイライト(単体)

## ● 損益の状況

コア業務純益は、貸出金利息の減少により資金利益が前年同期比1億50百万円減少したことや、経費が前年同期比2億26百万円増加したことなどから、前年同期比3億61百万円減少し、8億65百万円となりました。

経常利益については、前年同期比54百万円増加し、11億39百万円となりました。

また、中間純利益についても前年同期比1億44百万円増加し、8億79百万円となりました。

### 用語解説

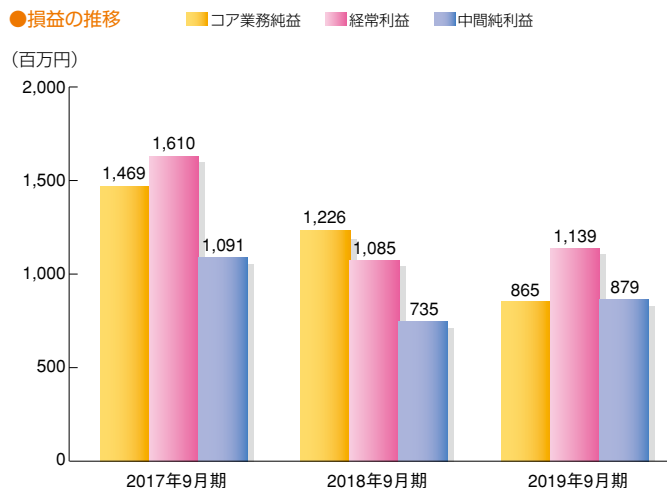
#### ● コア業務純益とは?

銀行の基礎的な収益力を示す指標で「業務粗利益」から「国債等債券の売買損益」を控除し「経費(人件費・物件費・税金)」を差し引いたもので、銀行本来業務から得られる利益を示したものです。

#### ● 経常利益と当期純利益とは?

経常利益は銀行の営業活動によって通常発生する収益(経常収益)から費用(経常費用)を差し引いたもので、毎年生じる通常の利益を表します。この経常利益に、その年に特別に発生した利益と損失(特別利益、特別損失)と税金を加減したものが最終的な利益の当期純利益となります。

### ● 損益の推移

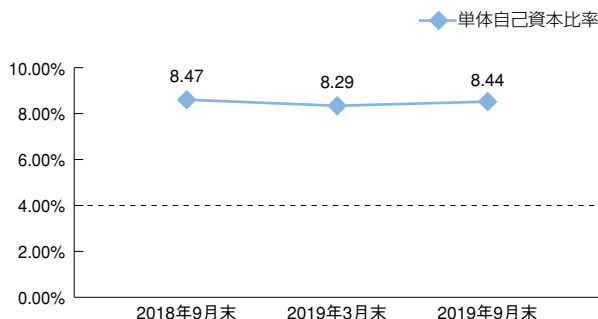


## ● 自己資本比率

自己資本比率は貸出金や有価証券などの総資産(リスク・アセット)に対する自己資本(資本金内部留保など)の割合を示すもので、銀行の健全性や安全性をみるうえで重要な指標となっております。

2019年9月末の自己資本比率は、2019年3月末に比べ0.15ポイント上昇し8.44%となりました。

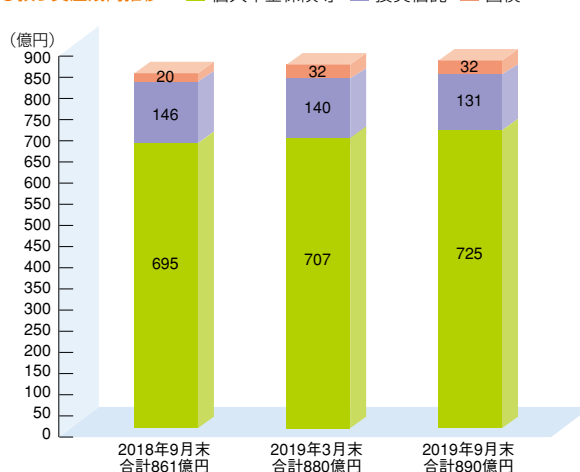
なお、国内で業務を行う銀行の基準である4%を大きく上回っております。



## ● 預り資産残高

預り資産は、個人年金保険等の増加により、2019年3月末に比べて9億円増加の890億円となりました。

### ● 預り資産残高推移

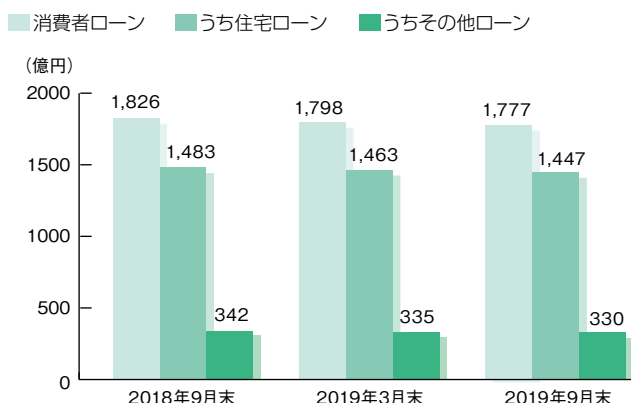


# 2019年9月期業績ハイライト(単体)

## ● 個人向け貸出の状況

個人向け貸出残高については、2019年3月末に比べて、21億円の減少となりました。

個人向け貸出のうち、住宅ローンにつきましては、2019年3月末に比べて15億円の減少、その他ローン(目的型ローン・フリーローン他)につきましては、5億円の減少となりました。



## ● 不良債権の状況

金融再生法の開示基準による不良債権は317億円で、総与信に対する比率は5.59%となりました。

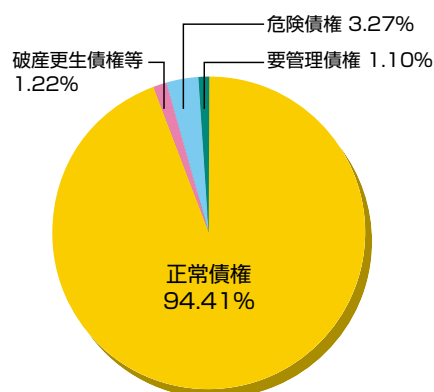
2019年9月末の開示債権額のうち80.86%については、担保・保証や貸倒引当金で十分な保全を行っております。なお、部分直接償却を実施した場合の開示債権比率は5.06%となります。

## ● 金融機能再生法に基づく開示債権

(単位:億円)

	2018年9月末	2019年3月末	2019年9月末
金融再生法開示債権	344	328	317
破産更生債権等	74	72	69
危険債権	202	192	185
要管理債権	66	63	62
正常債権	5,369	5,392	5,361
総与信額	5,714	5,721	5,679
開示債権比率	6.02%	5.74%	5.59%
保全率	81.35%	81.31%	80.86%

## ● 2019年9月末の状況



## ● 不良債権に対する備え

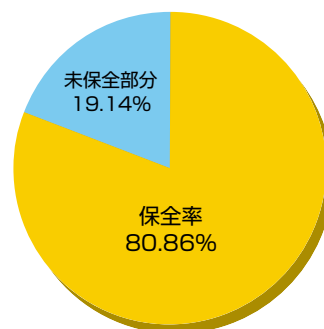
2019年9月末の開示債権額のうち80.86%については、担保・保証や貸倒引当金で十分な保全を行っております。

## ● 保全状況

(単位:%)

	2019年9月末
保全率	80.86
未保全部分	19.14

## ● 2019年9月末保全状況



<金融機能再生法上の区分概要>

- ①(破産更生債権及びこれらに準ずる債権):破産、会社更生等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
- ②(危険債権):お取引先が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権のことです。
- ③(要管理債権):3ヵ月以上延滞している貸出金及び貸出条件を緩和している債権のことです。